

事務連絡
平成 27 年 1 月 30 日

都道府県 フロン類対策担当部局長 殿

環境省地球環境局フロン等対策推進室長
経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室長

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の
周知等について（依頼）

日頃よりフロン類対策についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、平成 25 年 6 月に改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）と名称を改めます。本日、改正の全面施行を正式に平成 27 年 4 月 1 日とする旨の政令が公布されました。

つきましては、下記のとおり施行のため必要な取組を実施いただきますよう、お願いいたします。

記

1. 貴都道府県下の関係業界団体等への周知

貴都道府県下における、第一種特定製品の管理者に係る関係事業者及び関係団体、市町村並びに第一種特定製品を管理する貴都道府県関係施設への一層の周知をお願いしたい。

また、併せて、フロン排出抑制法の施行日等を都道府県の広報誌へ掲載する等、積極的な広報をお願いしたい。

なお、環境省及び経済産業省から事業所管省庁に対し関係業界団体等への周知依頼を別添 2 のとおり行っているの、関係団体へ周知される際の参考にされたい。また、広報誌に掲載する場合の例を別添 3 のとおり添付するので、参考にされたい。



2. 施行のための準備作業

- (1) 法第 27 条に基づく第一種フロン類充填回収業の登録申請受理に係る準備
- (2) 施行規則第 49 条第 1 号に基づく第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外に関する都道府県知事の認定要綱等の制定又は改正（必要がある都道府県に限る。）
- (3) 主な第一種特定製品管理者の所在情報等の収集

3. 施行に向けたスケジュール

平成 25 年 6 月	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（フロン排出抑制法）の公布
平成 26 年 12 月 10 日	関係省令・告示の公布
平成 27 年 1 月 30 日	施行日政令の公布
平成 27 年 2 月	施行令の公布（予定）
平成 27 年 4 月 1 日	法の全面施行

4. 添付資料

- 別添 1 フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の施行期日を決める政令（平成二十七年政令第三十二号）
- 別添 2 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の周知について（依頼） ※事業所管省庁宛て事務連絡
(別紙 1) フロン排出抑制法の概要
(別紙 2) 第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について
- 別添 3 広報誌での周知文の例

以上



平成27年4月からフロン排出抑制法が施行され、

業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器の管理者（所有者）は 機器の点検などが必要になります

フロン類のライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を促すため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められ、平成27年4月1日から全面施行が予定されています。

この改正により、フロン類を使用した業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）の管理者に対し、新たに規制が導入されました。そのため、管理者は、第一種特定製品の点検義務など新たな義務が生じますので、適切な対応をお願いします。

規制の対象は？

第一種特定製品^{※1}の管理者^{※2}です。

- ※1 第一種特定製品とは、業務用として製造、販売された機器で、冷媒としてフロン類が使用されているものをいいます。
- ※2 管理者とは、第一種特定製品の所有者その他機器の使用等の管理の責任を有する者とされており、機器の所有権又は管理権限の有無により判断されます。

【第一種特定製品の所有及び管理形態（例）と管理者】

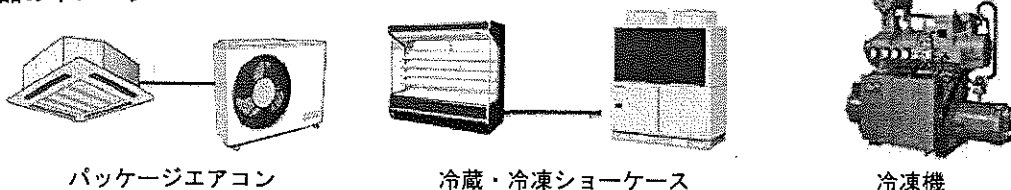
所有及び管理の形態（例）	「管理者」となる者
自己所有・自己管理の場合	第一種特定製品の所有権を有する者
自己所有でない場合 （リース、レンタル等）	第一種特定製品のリース・レンタル契約において、管理責任（製品の日常的な管理、故障時の修理等）を有する者
自己所有でない場合 （ビル・建物等に設置されたもので、入居者が管理しないもの等）	第一種特定製品を所有・管理する者（ビル・建物等のオーナー）

（参考1）

【第一種特定製品の具体例】

業務用のパッケージエアコン、冷凍機（ターボ冷凍機、スクリュウ冷凍機）、チラー、ショーケース、冷蔵庫、冷凍庫、自動販売機、製氷機、ビールのサーバー、寿司のネタケース、アイスクリーマー、活魚水槽、冷水機（ウォータークーラー）、スポットクーラー、業務用除湿機 など

製品のイメージ



パッケージエアコン

冷蔵・冷凍ショーケース

冷凍機

【法改正の背景と趣旨】

近年、高い温室効果を持つ代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）の排出が増加し、今後も増加が予測されます。また、第一種特定製品の廃棄時等におけるフロン類の回収率が3割程度であることに加え、使用時にも多量のフロン類が漏えいしていることが判明しました。

そのため、機器からの回収及び破壊にとどまらずフロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を促すための措置を規定し、各段階の当事者に取組みを求めるための改正が行われました。

管理者に求められる取組（新たな規制内容）は？

すべての第一種特定製品（以下「機器」といいます。）の管理者は、「管理者が守るべき判断の基準」に定められた4つの取組を行う必要があります。更に、機器から一定以上のフロン類の漏えいがある管理者は、漏えい量等の報告を国に行う必要があります。

すべての管理者

（注）定期点検は一定規模以上の機器を有する場合となります。

1 機器の適切な設置と使用する環境の維持保全

機器の損傷等を防ぐため、著しい振動がある場所を避け、点検や修理を行うために必要な空間や通路などが確保された場所に設置することや、機器の定期的な清掃など使用する環境の維持保全を図る必要があります。

2 機器の点検（簡易点検と定期点検）

すべての機器について四半期ごとの簡易点検が必要になります。更に、簡易点検に加えて、冷媒の圧縮機の定格出力が7.5kW以上の機器は、十分な知見を有する者による定期点検が必要になります。

表 点検の種類と対象機器・点検頻度

点検の種類	機器の種類と規模（圧縮機の定格出力）		点検頻度
簡易点検	すべての機器		四半期ごと
定期点検 うち、一定規模以上の機器	エアコンディショナー	50kW以上	1年に1回以上
		7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	冷凍機器・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

備考1 規模は、機器の「圧縮機に用いられる電動機の定格出力」により判断します。ただし、エンジンなど電動機以外の他の動力源を用いて圧縮機を動作させる機器であるガスヒートポンプを用いた機器及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力」、直結方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「内燃機関の定格出力のうち圧縮機を駆動するための出力」により判断します。

備考2 対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機又は内燃機関の定格出力により判断します。例えば、ひとつの冷凍サイクルに2台の機器が使用されている場合は、2台の合計の定格出力で判断します。

（参考2）

【点検の内容（簡易点検・定期点検）】

簡易点検 ^{*1}	<ul style="list-style-type: none"> 機器からの異常音、外観の損傷、磨耗、腐食、錆び、油漏れ、熱交換器の霜付きの有無 〈冷蔵機器及び冷凍機器の場合〉 ・上記に加え、庫内温度 	
定期点検	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な知見を有する者による目視検査等を実施 ■ 実施結果により次の点検を行う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 〈漏えい箇所が概ね特定できる場合〉 ・直接法^{*2}により点検を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 〈その他の場合〉 ・間接法^{*3}又は直接法を組み合わせた方法により点検を行う。

※1 簡易点検については、点検実施方法などをまとめたガイドラインが国から示される予定です。

※2 発泡液法、電子式漏えいガス検知装置法、蛍光剤法などによる点検

※3 蒸発圧力等が平常運転時に比べ異常値となっていないか、計測器等を用いた点検

【十分な知見を有する者】

機器の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識に精通した者であり、具体的な要件等は、冷媒フロン類取扱技術者（（一社）日本冷凍空調設備工業連合会、（一財）日本冷媒・環境保全機構）、高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）、冷凍空気調和機器施工技能士、冷凍空調施設工事事業所の保安管理者（高圧ガス保安協会）、冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）、高圧ガス製造保安責任者（冷凍以外）で機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者、などが、国の運用の手引きで示される予定です。

3 漏えいを確認した場合の漏えい箇所の特定と必要な措置（繰り返し充填の禁止）

管理者は、機器の点検や充填回収業者等からの通知等により、フロン類の漏えい又は故障等を確認した場合は、可能な限り速やかに漏えい箇所を特定し、漏えい防止のための修理を行う必要があります。やむを得ない場合*を除き、修理を行わないままに、フロン類を充填することはできません。

※ やむを得ない場合の具体的要件

- ・フロン類の漏えい箇所の特定又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合。
- ・人の健康を損なう事態又は事業に著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物又は事業の継続のために修理を実施せずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、当該フロン類の漏えいを確認した日から 60 日以内に漏えい箇所の修理を実施することが確実なときは、フロン類の漏えい・故障等に係る点検や修理を行う前に、1 回に限り充填することができる。

4 整備・点検の記録と保存

管理者は、機器ごとに、その機器の点検・修理、冷媒の充填・回収等の履歴を記録し、機器を廃棄するまで保存する必要があります。また、機器整備のときは、整備業者等の求めに応じてこの記録を開示する必要があります。

【記録事項】

- ① 管理者の氏名又は名称（法人の場合は、実際に管理する者の氏名を含む。）
- ② 機器の設置場所及び機器を特定するための情報
- ③ 機器に充填されているフロン類の種類と量
- ④ 機器の点検又は修理の実施年月日、点検又は修理を行った者の氏名（法人の場合は、名称及び実際に点検又は修理を行った者の氏名を含む。）、点検又は修理の内容及びその結果
- ⑤ フロン類の漏えい又は故障等が確認された場合における速やかな修理が困難である理由及び修理の予定時期
- ⑥ 機器の整備が行われる場合の、充填又は回収の年月日、充填回収業者の氏名（法人の場合は、名称及び実際に充填又は回収を行った者の氏名を含む。）、充填又は回収したフロン類の種類及び量

フロン類の漏えい量が一定以上の管理者

法人又は個人を単位として、保有する機器からの「算定漏えい量*¹」が年間 1,000 トン以上（二酸化炭素換算）となる者は、事業を所管する大臣*²に毎年度 7 月末日までに報告する必要があります（初回の報告は平成 28 年 7 月末）。また、報告を行った事業者又は事業所名は公表されます。

※ 1 算定漏えい量は、整備の際に充填回収業者が交付する充填・回収量証明書から把握されるフロン類の漏えい量（実漏えい量）と地球温暖化係数（GWP）を用いて算出します。GWPは、国が定める告示等により定められます（IPCC の第 4 次報告書の値とする予定です。）。

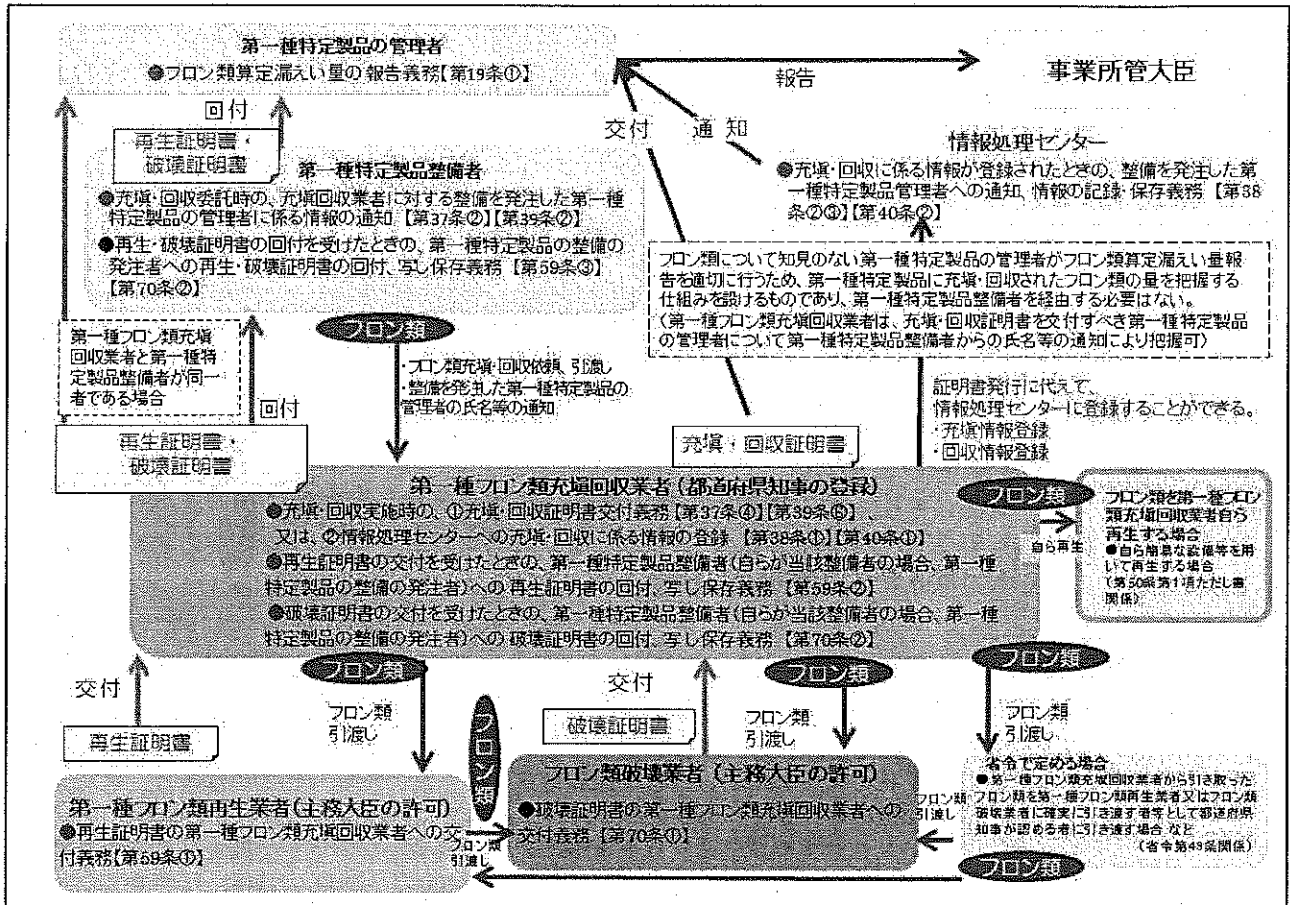
算定漏えい量 (CO₂-t) = (フロン類の種類ごとの ((充填量) - (整備時回収量)) × GWP) の合計

※ 2 複数の事業を営む場合には、当該事業を所管するすべての事業所管大臣に対し同一の内容を報告する必要があります。

【報告事項】

- ① 管理者の氏名又は名称及び住所、法人の場合は代表者の氏名
- ② 事業（の名称）
- ③ 前年度のフロン類算定漏えい量
- ④ ③のフロン類の種類・都道府県ごとの内訳
- ⑤ 前年度の実漏えい量及びそのフロン類の種類・都道府県ごとの内訳
- ⑥ 一の事業所における算定漏えい量が 1,000 (CO₂-t) 以上であるものについては、当該事業所ごとの名称、所在地、事業（の名称）、前年度の算定漏えい量及びそのフロン類の種類ごとの内訳並びに前年度の実漏えい量のフロン類の種類ごとの内訳

(参考) フロン排出抑制法に基づく各種証明書の流れ (機器の整備時)



機器を廃棄する時は？

- 機器を廃棄する者は、次のことを行う必要があります。(○はこれまでと同じ内容、●は今回追加された内容です。)
- 登録を有する第一種フロン類充填回収業者 (以下「充填回収業者」といいます。) に、フロン類の回収を委託し、フロン類を引き渡す必要があります。(充填回収業者は、回収する場所の都道府県知事の登録を有している必要があります。)
 - 充填回収業者に直接引き渡す場合は、「回収依頼書」を交付する必要があります。また、回収依頼書の写しは3年間保存する必要があります。
 - フロン類の回収を、引渡受託者 (設備業者、解体業者、販売業者などの取次者) を通じて、充填回収業者に委託する場合は、引渡受託者に「委託確認書」を交付する必要があります。(複数の引渡受託者を通じて行う場合は、更に「再委託承諾書」を交付する必要があります。) 委託確認書・再委託承諾書の写しは3年間保存する必要があります。
 - フロン類の回収が行われたときは、充填回収業者から「引取証明書」が交付されます (引渡受託者を介して委託した場合は、引渡受託者から送付されます。)。この証明書によりフロン類の引渡しが適切に終了したことを確認できます。また、引取証明書は3年間保存する必要があります。なお、引取証明書が、回収依頼書又は委託確認書の交付後 30 日以内 (建物解体の場合は 90 日以内) に交付又は送付がなかった場合には、都道府県知事にその旨を報告する必要があります。
 - フロン類が処理されたときは、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者から「再生証明書」又は「破壊証明書」が交付されますので、これにより、フロン類が適切に処理されたことを確認できます。

フロン排出抑制法の詳細は、次のホームページをご覧ください。

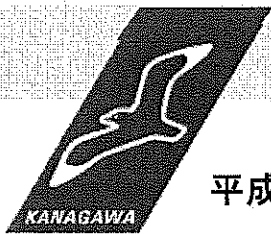
- ・ 環境省ホームページ フロン回収・破壊法改正 (平成 27 年施行)
http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei_h27/index.html
- ・ 経済産業省ホームページ フロン類の回収・破壊規制 (フロン回収・破壊法関連)
http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/law_furon.html

このちらしは、環境省、経済産業省の資料を参考にして作成しています。



神奈川県

大気水質課 大気環境グループ (内線 4111~4114)
 横浜市中区日本大通 1 〒231-8588 電話(045)210-1111(代表)



平成 27 年 4 月からフロン排出抑制法が施行されます。

*フロン類の充填を行う場合は、登録

*充填の際は { 充填基準の遵守 充填・回収証明書の交付 などが必要です。

フロン類のライフサイクル全体を見据えた包括的な対策を促すため、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」が改正され、名称も「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に改められ、平成 27 年 4 月 1 日から全面施行が予定されています。

この改正により、第一種特定製品（以下「機器」といいます。）へのフロン類の充填行為が登録制となるほか、充填・回収・再生・破壊の各行程における証明書の交付又は回付が義務付けられましたので、適切な対応をお願いします。



第一種フロン類充填回収業者の登録

これまでの「第一種フロン類回収業者（回収業者）」は「第一種フロン類充填回収業者（充填回収業者）」に変更され、回収行為と同様に、機器へのフロン類の充填行為についても登録制度が導入されます。

このため、機器にフロン類を充填する場合は、充填回収業者として都道府県知事の登録が必要です。ただし、施行の際、現に回収業者として登録している者は、充填回収業者とみなされます*。また、施行の際、充填のみを行っている者は、施行後 6 ヶ月間は充填回収業者とみなされますが、引き続き充填を行う場合は、この間に登録を行う必要があります。

※ 今回の施行に伴う特別な手続きは必要ありません。次の登録更新の際、新様式により手続きをしてください。

施行日 (H27.4.1) 前	H27.4.1~	H27.10.1~
第一種フロン類回収業者の登録をしている者	自動移行 ▶ 第一種フロン類充填回収業者	
充填のみ行っている者	経過措置 (6ヶ月間) ▶ 登録が必要	第一種フロン類充填回収業者

【参考】機器の管理者の取組 1（機器の点検）

フロン排出抑制法では、機器の管理者（所有者）に対して、機器の点検とその内容の記録と保存など、新たな義務が規定されました。

表 機器の管理者による点検

点検の種類	機器の種類と規模（圧縮機の定格出力）		点検頻度	点検実施者
簡易点検	すべての機器		四半期ごと	具体的な制限なし
定期点検 うち、一定規模以上の機器	エアコンディショナ	50kW 以上	1年に1回以上	十分な知見を有する者*
	—	7.5kW 以上 50kW 未満	3年に1回以上	
	冷凍機器・冷蔵機器	7.5kW 以上	1年に1回以上	

備考 1 規模は、機器の「圧縮機に用いられる電動機の定格出力」により判断します。ただし、エンジンなど電動機以外の他の動力源を用いて圧縮機を動作させる機器であるガスヒートポンプを用いた機器及びサブエンジン方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「圧縮機を駆動する内燃機関の定格出力」、直結方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、「内燃機関の定格出力のうち圧縮機を駆動するための出力」により判断します。

備考 2 対象機器は、ひとつの冷凍サイクルを構成する機器の圧縮機に用いられる電動機又は内燃機関の定格出力により判断します。例えば、ひとつの冷凍サイクルに 2 台の機器が使用されている場合は、2 台の合計の定格出力で判断します。

※ 十分な知見を有する者については、次項「1 充填に関する基準（6）」に説明があります。



充填回収業者が守るべき新たな規制内容

充填行為を適正なものとするため、充填行為について登録制を導入するほか、充填に関する基準の遵守や、充填の記録・保存などの義務が規定されました。また、第一種フロン類再生業の創設や、充填・回収・再生・処理など各行程における証明書の交付など新たな仕組が導入されました。

1 充填に関する基準

不適切な充填による漏えい防止、整備不良の機器を放置したまま繰り返し充填することによる漏えいなどを防止するため、フロン類の充填の際に守るべき基準が規定されました。充填回収業者は、次に示す充填に関する基準を守り作業を行わなければなりません。

充填前

(1) 充填に先立つ確認

充填前に、点検等の記録の確認、外観の目視検査等により、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれに係る点検・修理の実施の有無を確認。

(2) 機器の整備者及び管理者への通知

確認の方法及びその結果や、点検・修理の実施を確認できない場合は、状況に応じて、点検の実施や修理を行う必要性を、整備者及び管理者に説明。

(3) 修理等を行うまでの充填の禁止

フロン類の漏えい又は故障等を確認したときは、やむを得ない場合^{*1}を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充填してはならない。^{*2}

※1 フロン類の漏えい箇所の特定又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合。

※2 人の健康を損なう事態又は事業に著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物又は事業の継続のために修理を実施せずに応急的にフロン類を充填することが必要であり、かつ、当該フロン類の漏えいを確認した日から60日以内に漏えい箇所の修理を実施することが確実なときは、フロン類の漏えい・故障等に係る点検や修理を行う前に、1回に限り充填することができる。

充填時

(4) 冷媒の確認

- ・充填しようとするフロン類の種類が、法87条3号に基づき機器に表示されたもの又は当該フロン類より地球温暖化係数(GWP)が小さく、かつ、当該機器に使用して安全上支障がないものであることを機器の製造業者等に確認。
- ・現に機器に充填されている冷媒と異なるものを充填しようとする場合は、あらかじめ、当該機器の管理者に承諾を得る。

(5) 充填中及び充填後の漏えい防止等

充填中の漏えいや過充填による使用中の漏えいが、生じないよう必要な措置を実施。

(6) 機器・充填に係る十分な知見

十分な知見を有する者^{*}が自ら実施又は立会う。

※ 十分な知見を有する者とは、機器の冷媒回路の構造や冷媒に関する知識に精通した者であり、具体的な要件等は、冷媒フロン類取扱技術者((一社)日本冷凍空調設備工業連合会、(一財)日本冷媒・環境保全機構)、高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)、冷凍空気調和機器施工技能士、冷凍空調施設工事事業所の保安管理者(高圧ガス保安協会)、冷凍空調技士(日本冷凍空調学会)、高圧ガス製造保安責任者(冷凍以外)で機器の製造又は管理に関する業務に5年以上従事した者、などが、国の運用の手引きで示される予定です。

【参考】機器の管理者の取組2(算定漏えい量の報告)

法人又は個人を単位として保有する機器からの漏えいしたフロン類の量が、二酸化炭素換算で年間1,000トン以上となる管理者は、事業を所管する大臣に報告する必要があります。なお、算定漏えい量は、整備の際に充填回収業者が交付する充填・回収証明書から把握されるフロン類の漏えい量(実漏えい量)と地球温暖化係数(GWP)を用いて算出されます。

2 充填・回収証明書の交付

充填回収業者は、機器の整備にあたり充填・回収行為の都度、定められた事項を記載した充填・回収証明書を管理者に交付することが義務付けられました。交付された充填・回収証明書は、管理者がその機器に追加充填されたフロン類の量を正確に把握し、算定漏えい量報告を適切に行うために利用されます。

【充填証明書の記録事項】（回収証明書は、充填を回収と読み替えた内容となります。ただし⑧を除きます。）

- ① 発注した機器の管理者の氏名又は名称、住所
- ② フロン類を充填した機器の所在（具体的な店舗の住所等、設置場所が特定できる情報）
- ③ フロン類を充填した機器を特定するための情報（機器番号その他製品の識別が可能な番号等）
- ④ 充填した充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
- ⑤ 充填証明書の交付年月日
- ⑥ フロン類を充填した年月日
- ⑦ 充填したフロン類の種類ごとの量
- ⑧ 機器の設置の際に充填した場合かそれ以外の整備の際に充填した場合かの別
（注意）充填・回収証明書に記載する際のフロン類の種類は、冷媒区分番号となります。

【交付方法】

- ・ 証明書の記載された事項に相違がないことを確認の上、書面で交付する。
- ・ 機器にフロン類を充填した日から 30 日以内に交付する。

3 フロン類の充填に関する記録と報告

フロン回収・破壊法では、機器の整備又は廃棄等を行った際にフロン類を回収したときは、回収量等の定められた事項について記録を作成し保存するとともに、毎年度、都道府県知事に報告する義務があります。フロン排出抑制法では、これまでの回収に関する内容と同様に、充填についても記録・保存及び都道府県知事への報告が必要となります。

【記録・保存すべき事項】

- ① 充填した年月日、充填発注者（管理者・整備者）の氏名又は名称・住所、設置で充填した場合又はそれ以外の整備で充填した場合の別ごとに、充填した機器の種類・台数・フロン類の種類ごとの量（回収した後に当該機器に再充填した量を除きます。）
- ② 機器の整備の場合又は廃棄等の場合の別ごとに、回収した年月日、回収発注者（管理者・整備者又は廃棄実施者・引渡受託者）の氏名又は名称・住所、回収した機器の種類・台数・フロン類の種類ごとの量（回収した後に当該機器に再充填した量を除きます。）
- ③ 法 50 条 1 項ただし書きの規定に基づき自ら再生した年月日、再生したフロン類の種類ごとの量、再生したフロン類を充填した年月日、当該充填を発注した管理者の氏名又は名称・住所、充填した量
- ④ 再生業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称・住所、フロン類の種類ごとの量
- ⑤ 破壊業者に引き渡した年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称・住所、フロン類の種類ごとの量
- ⑥ 法 46 条 1 項による例外業者に引き渡す場合は、年月日、引き渡した相手方の氏名又は名称・住所、フロン類の種類ごとの量

（注意）充填回収業者が記録・保存、都道府県知事への報告を行う際のフロン類の種類は、CFC、HCFC、HFCとなります。

4 その他（引渡義務、再生・破壊証明書の回付）

（1）回収したフロン類の引き渡し先（再生業者の追加など）

フロン回収・破壊法では、回収したフロン類は、原則としてフロン類破壊業者（破壊業者）に引き渡すこととされていましたが、フロン排出抑制法では、引渡先として、破壊業者に加え、国の許可を得た第一種フロン類再生業者（再生業者）が追加されました。また、次の3つの引渡義務の例外が規定されました。

【引渡義務の例外】

- ① 法 50 条 1 項ただし書きの規定により自らフロン類の再生をする場合
- ② 法 46 条 1 項の例外による業者（都道府県認定。現省令 7 条業者。）に引き渡す場合
- ③ 再生若しくは破壊の実験のために使用することが確実である者に引き渡す場合

（2）再生・破壊証明書の回付

再生業者又は破壊業者は、再生又は破壊を行ったときは、再生・破壊証明書を 30 日以内に充填回収業者に交付することが義務付けられ、当該充填回収業者は交付された証明書を管理者等に遅滞なく回付しなければなりません。

